

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(特定配当等に係る所得税法の適用に関する特例等)

2 第二条の三 省 略

3 省 略

3| 法第三条の二第十六項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十六条の二十八の三の第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二第十六項の規定」とする。

4| 省 略

5| 省 略

6| 省 略

7| 法第三条の二第十八項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の二第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十八項の規定」とする。

8| 省 略

9| 省 略

10| 省 略

11| 省 略

12| 省 略

13| 省 略

14| 法第三条の二第二十二項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の二第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第二十二項の規定」とする。

15| 省 略

2 第二条の三 同 上

3 同 上

4 同 上

5| 同 上 上

6| 同 上 上

7| 同 上 上

8| 同 上 上

9| 同 上 上

10| 同 上 上

11| 同 上 上

12| 同 上 上

12| 同 上

16| 省略
17| 省略
18| 省略

19| 法第三条の二第二十四項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の二第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第二十四項の規定」とする。

20| 省略
第三条 (割引債の償還差益に係る所得税の還付)

2・3 省略

4 第一項各号及び第二項第一号に規定する源泉徴収による所得税の額とは、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収される所得税の額(当該所得税の額が明らかでないときは、当該割引債の券面金額から当該割引債に係る租税特別措置法施行令第二十六条の十一第一項に規定する最終発行日における発行価額等を控除した残額(当該割引債が外国法人が同法第二項第一号に規定する国外において発行したものであるときは、同法第四十一条の十二第三項に規定する政令で定める金額)に、当該割引債の発行の際に同法第四十一条の十二第三項の規定により当該割引債に係る償還差益について徴収された所得税の税率を乗じて計算した金額とし、その割引債が償還期限を繰り上げて償還されたもの又は当該期限前に買入消却されたものであるときは、その所得税の額から同条第五項の規定により還付される金額を控除した残額とする。)をいう。

5・9 省略

第四条 (住民税に租税条約が適用される場合の限度税率)

法第四条第八項に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 三 省略

四 限度税率が百分の七である場合 百分の五・九

13| 同上
14| 同上
15| 同上

16| 同上

第三条 (割引債の償還差益に係る所得税の還付)

2・3 同上

4 第一項各号及び第二項第一号に規定する源泉徴収による所得税の額とは、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収される所得税の額(当該所得税の額が明らかでないときは、当該割引債の券面金額から当該割引債に係る租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の十一第一項に規定する最終発行日における発行価額等を控除した残額(当該割引債が外国法人が同法第二項第一号に規定する国外において発行したものであるときは、同法第四十一条の十二第三項に規定する政令で定める金額)に、当該割引債の発行の際に同法第四十一条の十二第三項の規定により当該割引債に係る償還差益について徴収された所得税の税率を乗じて計算した金額とし、その割引債が償還期限を繰り上げて償還されたもの又は当該期限前に買入消却されたものであるときは、その所得税の額から同条第五項の規定により還付される金額を控除した残額とする。)をいう。

5・9 同上

第四条 (住民税に租税条約が適用される場合の限度税率)

同上

一 三 同上

八|七|六|五|
省|省|省|省|
略|略|略|略|

附
則

は、この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

七|六|五|四|
同|同|同|同|
上|上|上|上|